

やまがた 労福協 NEWS No.9

発行所／社団法人 山形県労働者福祉協議会 〒990-0044 山形市木の実町12-37
TEL 023-641-6503 FAX 023-641-6830 URL <http://yamagata.rofuku.net/> 2011. 6.22

第43回通常総会開催

昨年度事業報告など全議案承認



〈挨拶する大泉理事長〉

5月24日、大手門パルズにて「第43回通常総会」を開催しました。

門脇玄副理事長の開会挨拶後、県生協連の多田芳則さんを総会議長に選出した後、理事会を代表して大泉敏男理事長が「震災の影響から県内経済は低迷し、極めて厳しい状況が続いているが、会員皆様の力をひとつに団結・連帯をして、この困難を乗り越えていきましょう。今年度は新会員に社団法人山形県経済社会研究所を迎えて、新しい事業を展開しながら頑張っていきたいと考えておりますので、引き続きご支援ご協力を宜しくお願いします」と挨拶しました。

議事に入り、第1号議案2010年度事業報告では、2010年度の事業展開として新理事長の体制と役員の選任や、会員拡大として「(社)山形県経済社会研究所」が正会員として入会、各事業の展開、県知事との初の意見交換会の実施、新公益法人制度への対応を報告しました。

続いて第2号議案の2010年度会計決算報告と監査報告、第3号議案の2011年度補正予算案を提案し、全ての議案が全会一致で賛同され承認されました。

最後に三澤裕副理事長が閉会挨拶を行い、本総会は閉会しました。



〈総会の様子（会員と傍聴者）〉

第43回通常総会議案

- 第1号議案 2010年度事業報告
- 第2号議案 2010年度会計決算報告と監査報告
- 第3号議案 2011年度補正予算案
- 第4号議案 その他

お知らせ 地区労福協の2011年度総会日程

(総会終了済の地区もあります)

地区名	総会日時	開催場所
飽海	6/17 18:00～	勤労者福祉センター
田川	6/22 18:00～	グランドエル・サン
最上	6/17 18:00～	労金新庄支店
北村山	7月中旬予定	—
西村山	6/17 18:00～	労金寒河江支店
天童	6/8 18:00～	天童ホテル

地区名	総会日時	開催場所
山形	6/20 18:00～	大手門パルズ
上山	6/28 18:00～	上山労働福祉会館
東置賜	6/14 18:00～	えくぼプラザ
西置賜	6/15 18:00～	タスパークホテル
米沢	6/24 18:00～	ホテルサンルート



< 笹森会長(08年の講演会) >

中央労福協 笹森会長 遊び去

6月4日午前5時56分、労働者福祉中央協議会の笹森清会長が肺炎のため都内の病院にてご逝去されました。享年70歳。謹んでご冥福をお祈りいたします。

笹森会長は1960年に東京電力に入社。連合の設立にかかわり、東電労組委員長や連合事務局長を経て2001年から2005年まで第4代連合会長を務めました。

2002年から中央労福協会長に就任。昨年10月からは内閣特別顧問として活躍中でした。

2008年5月の山形県労福協社団法人化記念講演会では「広く市民に根ざした新しい労働者福祉運動」と題して講演していただきました。



県労福協では生活あんしんネットやまがた事業として「生活なんでも相談」を行っています。県内の方々より電話や面談にて法律問題、労働問題、多重債務問題など生活に関わる悩み事・困り事をお聞きし、加盟団体や弁護士、公的機関などと連携しながら、問題解決に向けた糸口を見出す活動を行っています。

=相談実績=

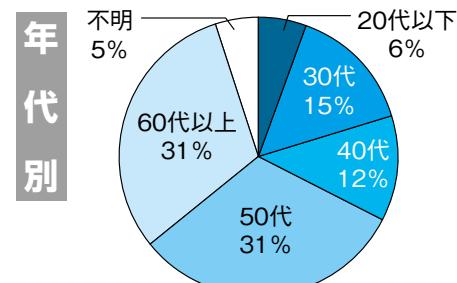
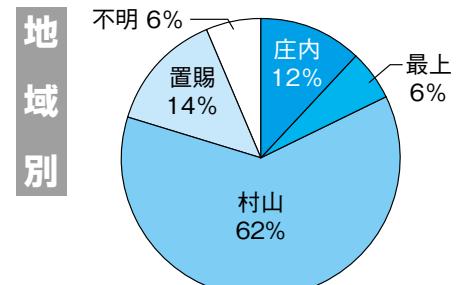
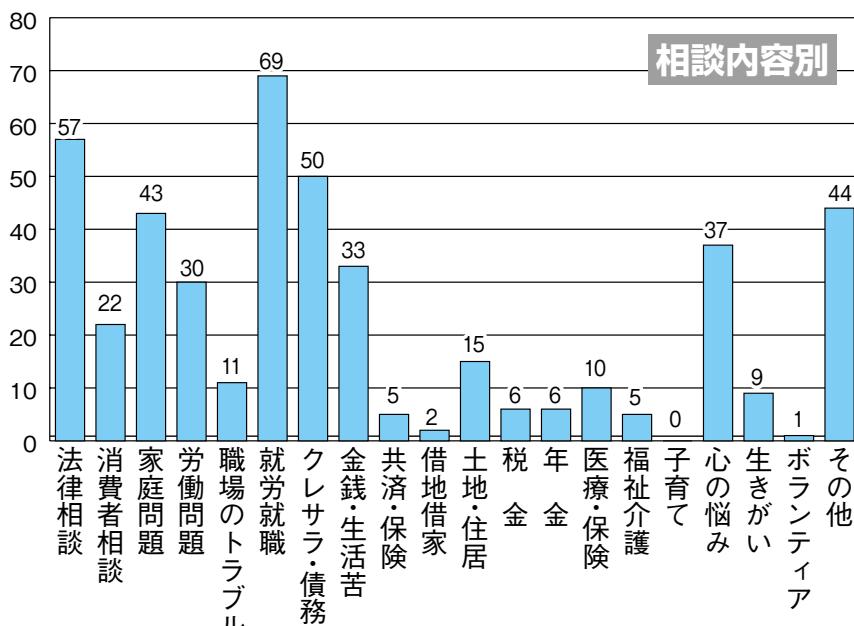
昨年度の相談件数は455件で、前年度比37%増という結果でした。多く寄せられた相談内容は「就労就職相談」69件、「法律相談」57件、「クレサラ・債務相談」50件、「家庭問題」43件、「金銭・生活苦」33件となっています。

昨年度は広報器材としてリーフレットとポスターを作成し関係団体へ送付しました。各団体の協力のもと、支店や店頭、労組などに配布・掲示していただき、それを見て相談に来る方もいて、一定の効果が出たと感じております。また、山形新聞広告欄に定期的に掲載していますので、掲載日当日や翌日は相談件数が増える傾向にあります。

=相談の特徴=

昨年度最も多かった「就労就職相談」ですが、その半数以上は50代・60代の方で、その中の多くは失業者でした。「この年齢では再就職先が見つからない」という深刻な相談が多く寄せられています。

また、その「失業」から悪い連鎖反応が起こり、収入減少に伴い借金返済に悩む「クレサラ問題」、夫婦関係悪化による「家庭問題」、長期失業状態による「心の悩み」など相談内容が複雑に絡み合うケースも多々あり、慎重な対応、関係機関との連携・ネットワークを生かした幅広い対応が求められています。



加盟団体の紹介

山形県労福協には2011年6月現在、県内9団体が加盟しています。
今回号より各団体の活動などを数回に分けて紹介していきます。



労 働 金 庫

(東北労働金庫山形県本部)

本部長
門 脇 玄

〒990-0044 山形市木の実町12-37 TEL 023 (632) 6220

労働金庫は、労働組合や生活協同組合のはたらく仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合い、あたたかな絆から生まれた協同組織の金融機関です。

はたらく人とその家族が安心して快適な暮らしを送れる社会づくりをめざし、勤労者唯一の福祉金融機関としての役割發揮に向け、勤労者支援に向けた財産形成と金融面での生活応援運動を積極的に展開しております。

また、労金業態が目指す「労金の全国合併」を展望しながら、良質な商品・サービスの提供と勤労者自主福祉運動の発展に向け、引き続き会員・関係団体と協働した取組みを行います。

あわせて、東日本大震災からの早期復興に向け、「特

別災害ローン」の発売や「ろうきん復興支援キャンペー
ン」の取組みなど積極的に展開しております。

東日本大震災ろうきん復興支援キャンペーン

～大きな支援の輪で東北に元気を～

1. 復興支援定期預金満期利息の一部寄付
2. 金庫からの寄付
3. 義援金受付
4. 特別災害ローン



詳しくはお近くのろうきん
窓口へお問い合わせ下さい

©ROKIN



全 労 済

(全国労働者共済生活協同組合連合会山形県本部)

本部長
三 澤 裕

〒990-0827 山形市城南町1-18-22 TEL 023 (646) 4666

全労済は、営利を目的としない保障の生協として、共済事業を通して民主的な運営で組合員やその家族の暮らしに「安心」をお届けしています。組合員の生活を脅かすさまざまなリスク（生命の危険や住宅災害、交通事故など）に対し、組合員相互に助け合うという活動を保険のしくみを使って確立した保障事業を実施しています。

今年度は、未曾有の大災害となった東日本大震災への対応を最優先課題と位置づけ、一日も早い被災地の復興を願って、組合員の生活再建に向けた迅速な共済金支払いに全労済の総力をあげて取り組みながら、共済生活協同組合としての真価を発揮していきます。

また、労福協より「全労済業務推進支援活動」とし

て、自賠責共済の加入拡大の支援を受け、取り組みを展開しました。

全労済の自賠責共済

全労済の組合員であればご加入いただけます。
車検の前には、全労済（または労働組合窓口）へご連絡ください。



生活なんでも相談 Q&A No.4



〈回答：設楽作巳弁護士〉



(40代・女性)

Q. 1年前、知人に「金を貸してくれ」と頼まれ、私も余裕があるわけではなかったのですが、大切な知人のためと思い、預金を崩して40万円を貸しました。

毎月2万円ずつ返済する約束で借用証書も作成しています。しかし、初回に返済しただけで、その後は「金が無い、来月は必ず返す」と言って謝るだけで返済してくれません。

私も生活があるので返してもらわないと困ります。どうしたら返済してもらえますか。



A. 返済を受けることができることに間違いないが、毎月2万円ずつ返済するという約束だけで解約款（条件）のない場合は、2回目の返済月から現時点までの月数に相当する額を請求、受領できることになります。

通常、返済方法が分割の場合は、分割返済を怠ったとき分割返済の利益を失い、残額を一時に返済するという条件をつけているのですが、あなたの場合この解約款が借用証書にあれば残りの全額の返済請求ができます。

解約款がない場合は、上記のとおり経過月数に相当する額しか請求できません。請求しても言い訳だけで返済しない場合は、法的手段を取ることになります。

借主を相手方にして裁判所に貸金の返還を求める訴訟を出して判決を受けるとか、支払督促手続とか、民事調停の申立をするなどして支払を認容する旨の判決等をもらい、それでも返済しないときは知人の財産を差押・競売して返済を受けることになります。

但し、知人に差押の目的となる財産が無い時は差押も出来ず、「ない袖は振れない」という諺のとおり回収不能もあります。お金を貸す場合には、このようなことをよく考えることです。



(60代・女性)

Q. 父が亡くなった際、知り合いの石屋から「墓を建てる」としつこく迫られ、渋々了承してしまい手付金として50万円を支払いました。その領収書はありますが、契約書はありません。



その後石屋から何の連絡も無く、工事も進まないので、返金とキャンセルの連絡を石屋にしたところ、「キャンセル料として扱うので返せない」と言われました。それから連絡のないまま数年経過してしまいましたが、返金してもらえるでしょうか。



A. 原則として返金してもらいます。但し、石屋の方で手付金50万円を受取り、工事に着工した場合で中途解除され、そのため石屋が損害を被ったときは、あなたがこれを支払うことになります。従ってこのような場合は石屋の言う「キャンセル料として扱うので返せない」ということも有り得るのです。

お墓の建設工事の契約は請負契約となります。請負契約は当事者の一方が仕事（お墓）の完成することを約し、相手方が仕事の結果に対し報酬を支払うことを約束することによって効力が生ずるもの（民法632条）。そして、請負契約の特色は仕事の完成前、注文者（あなた）からいつでも契約の解除ができ、そのために請負者（石屋）が損害を被ったとき、あなたが損害を賠償することになるのです（民法641条）。

質問の文言だけでは判然としませんが、石屋が手付金50万円を受取りながら、お墓の建設工事に着工しないでそのまま放置していて、あなたから契約を解除されて「キャンセル料として扱い」返金しないのであれば、法的に理由のない抗弁ということになり、手付金として支払った50万円の返還請求が可能となります。

お知らせ

勤労体県大会

開催日が
10月8日～10日に決定!!

勤労者体育祭地区大会が各地区において次々に開催されています。震災の影響から会場確保に苦労している地区もあるようです。地区実行委員会の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

また、県大会に進出される選手の皆様は、怪我に気をつけてい
ただき県大会にて楽しく全力プレーされるこ
とを期待しております。



さて、昨年の県大会は、軟式野球とソフトボールの競技会場を天童市の県総合運動公園に移して開催しました。本年の「第64回勤労者体育祭山形県大会」も昨年同様の会場で下記日程のとおり開催することが決定しましたのでお知らせします。

競技種目	開催日	予備日	競技会場
軟式野球	10/8(土)、9(日)	10/10(祝)	県総合運動公園 野球場 (天童市)
ソフトボール	10/8(土)	10/9(日)	県総合運動公園 運動広場 (天童市)
硬式卓球	10/8(土)	—	県総合運動公園 サブアリーナ (天童市)
ボウリング	10/8(土)	—	ファミリーボウル (山形市)

ふれ愛チャリティーゴルフ大会

日程のお知らせ

県労福協・連合山形・労働金庫の3団体は共催で「ふれ愛チャリティーゴルフ大会」を例年開催しています。大会で募った収益金は「ふれ愛募金会」に寄附しており、昨年は662,234円を寄附いたしました。本年も下記日程・会場にて開催することとなりましたのでお知らせします。

第8回ふれ愛チャリティーゴルフ大会

開催日 2011年10月1日 (土)

場所 山形ゴルフ倶楽部 (山辺町大字大蕨3197-19)

※詳細については、追々、各団体を通じてお知らせいたします。



開催目的

ふれ愛チャリティーゴルフ大会は、勤労者並びに労働者福祉事業団体の会員などの相互交流、親睦をはかるとともに、参加者よりチャリティー金を募り、ふれ愛募金会を通じて、障がい者の方々の社会参加や福祉施設の環境整備などに役立てていただくことを目的とします。

生活あんしんネットやまがた 集中相談会を実施します！



生活 なんでも **相談**
ダイヤル

相談
日時

7月21日(木)
22日(金)
23日(土)

時間
10時～16時

相談電話番号

0120-39-6029

サマープラン

貸し切り
生ビールパーティー

お料理+生ビール

料金はご予算に応じて承ります。



大手門パルズ

(社)山形県勤労者福祉センター

〒990-0044 山形市木の実町 12-37 tel.023-624-8600/fax.023-631-3143